



女性の平均賃金が男性より低いのは 残念ながら世界共通です。

世界各地でこのキャンペーンに取り組んでいるのが
働く女性たちの団体、BPWです。

賃上げ闘争ではありません。賃金格差があることを
様々な立場の方に理解してもらうために、
各国の仲間が智恵を絞っているのです。

BPWとは？ Business and Professional Women の略で、日
本 BPW 連合会が加盟する BPW International は、国連の経
済社会理事会の諮問機関として一般協議資格を持つ NGO で、
世界の 100 近い国と地域が加盟しています。

日本 BPW 連合会は 1958 年に創立。2030 年までにあらゆる分
野で男女平等が実現されることを目指し、男女の賃金格差を“見
える化”する「イコール・ペイ・デイ」活動、国連に若い女性を派遣
する CSW インターン派遣事業、ヤング・スピーチコンテスト、男
女格差指数 (GGGI) 改善を目指すイベント、職場での平等に向
けた WEPs の普及・推進活動などを行っています。内閣府男女共同
参画推進連携会議の当初からの構成団体でもあります。
2009 年 9 月に法人化し、特定非営利活動法人になりました。

特定非営利活動法人 日本 BPW 連合会

〒151-0053 渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館 303

TEL03-5304-7874 FAX03-5304-7876

Email office@bpw-japan.jp URL <http://www.bpw-japan.jp/>

各地のイコール・ペイ・デイ



■■■世界のイコール・ペイ・デイ■■■

計算方法は国により若干違いますが、共通しているのは真っ赤なツールを使うこと。赤は、赤字やレッドカードの意味とか

スペイン	2017 年 2 月 22 日	ドイツ	2017 年 3 月 18 日
スイス	2017 年 2 月 24 日	カナダ	2017 年 3 月 18 日
ポーランド	2017 年 3 月 7 日	フランス	2017 年 3 月 31 日
オーストリア	2017 年 3 月 9 日	アメリカ	2017 年 4 月 4 日

BPW EPD で検索

YouTube で各国の活動をご覧ください

「同じ賃金を手にする日」

= 「イコール・ペイ・デイ」

2017 年は、4 月 7 日 (金) です。

男性の 1 年より何日も余計に働いて、
女性が男性 1 年分の賃金と同額を手にする日、
それが「イコール・ペイ・デイ」です。



日本では、男性が 2016 年の 1 年間で得た賃金と同額を女
性が手にするためには 1 年では足りず、2017 年の 4 月 7 日ま
で 3 カ月と 7 日余計に働かなければいけないのです。

日本の男女の賃金格差は OECD34 ヶ国中下から 3 番目！

(34 位韓国・33 位エストニア・32 位日本) OECD2014 データ <https://data.oecd.org/>

賃金の男女格差は・・・

2016 年の一般労働者※の平均賃金

男性 335,200 円 年齢 43.0 歳 勤続 13.3 年

女性 244,600 円 年齢 40.7 歳 勤続 9.3 年

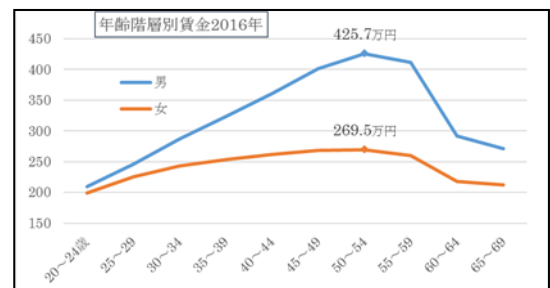
女性は男性の賃金格差は 27.03%

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」より。

※一般労働者＝常用労働者のうちから、短時間労働者を除く

➤ 賃金格差の理由は様々ですが・・・

- ・女性は結婚・妊娠などでキャリアを中断し勤続年数が少ない
- ・女性はしばしば「ガラスの天井」に直面し、上位ポスト（管理職・役員）に就けない。
- ・男性と同じ資格を持っている場合でも、女性は上級職に異動しない
- ・性別役割分担意識により、女性の仕事と男性の仕事に分離される
- ・女性が多い職業の賃金は業界標準よりも一般的に低くなっている
- ・男性に比べ女性の賃金上昇カーブは緩やかとなっている。



「賃金構造基本統計調査」の第2表「性、年齢階層別賃金」より

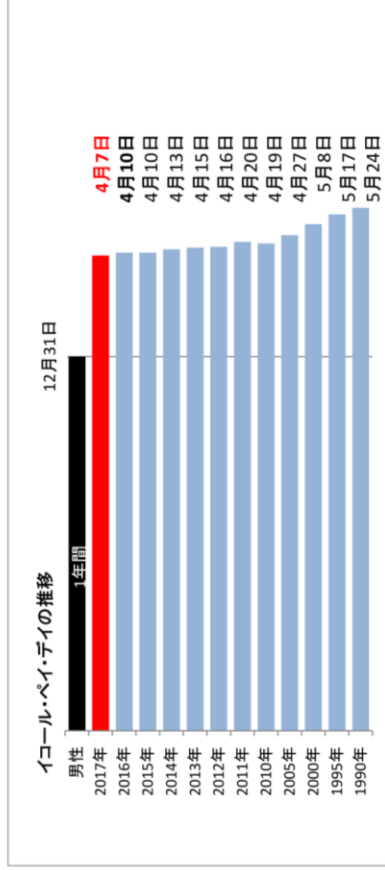
あなたの周りではどうでしょう...

一緒に考えてみませんか

同じ賃金を手にする日＝イコール・ペイ・デー

2017年 イコール・ペイ・デイ(EPD) ⇒ 4月7日

男性が1年間で得る賃金を、女性は1年を超えて働いてようやく同額となる日がイコール・ペイ・デイ(＝同じ賃金を手にする日)です



口性別賃金及び対前年増減率の推移(平成28年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況)とイコール・ペイ・デー

EPD	調査年 (前年)	男女計		男性		女性		賃金格差 A＝ 女性賃金 /男性賃金 (四捨五入)	B＝ 賃金格差 の労働日 数(年間労働 日数) 女性労働日 (100－ 22日×12 ＝264)×B ＝264×A	D＝格差分 の労働日 数(22/月)	D＝格差換算 (22/月)		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)						
男性	12月 31日							100	0	0	0		
2017年	4月 7日	28年	304.0	0	335.2	0	244.6	1.1	72.97	27.03	71.4	3	5.4
2016年	4月 10日	27年	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.22	27.78	73.3	3	7.3
2015年	4月 10日	26年	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.21	27.79	73.4	3	7.4
2014年	4月 13日	25年	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.35	28.65	75.6	3	9.6
2013年	4月 15日	24年	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.85	29.15	77.0	3	11.0
2012年	4月 16日	23年	296.8	0.2	328.3	0	231.9	1.9	70.64	29.36	77.5	3	11.5
2011年	4月 20日	22年	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.33	30.67	81.0	3	15.0
2010年	4月 19日	21年	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.77	30.23	79.8	3	13.8
2009年	4月 27日	16年	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.57	32.43	85.6	3	19.6
2008年	5月 8日	11年	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.60	35.40	93.5	4	5.5
1995年	5月 17日	6年	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3	62.00	38.00	100.3	4	12.3
1990年	5月 24日	平成元年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.23	39.77	105.0	4	17.0

男女の賃金格差
毎年2月に公表される厚生労働省公表「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」から、
一般労働者の数字を取り出して計算する。

*「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いたもの。

【イコール・ペイ・デイ算出方法】

A＝男性賃金100に対する女性の賃金比率を算出 28年＝ 72.97 %

B＝賃金格差分の% (100－A) = 27.03 %

C＝格差分の労働日数

*労働日数を月平均22日とし、12ヶ月かけて、年間労働日数を264日と確定します。

年間労働日数に、直近の男女賃金格差の格差分のパーセントBをかけ、格差分の労働日数を算出します。

今年の直近の調査(前年)数字は、27.03%ですから、264(年間労働日)×0.2703＝71.4 (四捨五入)

D＝格差換算 格差分の労働日数を稼働月日に換算

71.4日÷22日(1月)＝22日(2月)－22日(3月)＝5.4日

E＝稼働日付を算出

労働日(5.4)÷22(月平均労働日数)×30(4月の暦日数)＝ 7 (小数点以下四捨五入)

資料：平成28年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/tiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/dl/13.pdf>

equal
pay.
day.